

事務連絡
令和2年6月1日

関係各位

南島原市総務部管財契約課長

工事費内訳書取扱要領の一部改正について

このことについて、下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正内容

- (1) 南島原市建設工事請負契約書の一部改正により、請負代金内訳書に社会保険等に係る法定福利費を明示する規定を追加したことに伴い、工事費内訳書においても法定福利費を算出できる場合は記載できることとしました。

また、落札者が提出した工事費内訳書に法定福利費の記載がある場合は、当該工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱うことができる規定を追加しました。

2 施行日

令和2年6月1日以降に公告又は入札執行通知する工事に適用とします。

事務連絡
令和2年6月1日

関係各位

南島原市総務部管財契約課長

請負代金内訳書の提出について

南島原市建設工事請負契約書が一部改正されたことに伴い、同契約書第3条の規定に定める請負代金内訳書については、令和2年4月28日付け事務連絡の文書を廃止し、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

1 対象工事

原則として契約書を作成する全ての工事

2 請負代金内訳書の内容と様式

(1) 様式は任意としますが、入札時に提出する工事費内訳書と同じ金額を表示し、商号又は名称、代表者氏名、住所、工事名、契約年月日及び工期を記載して押印してください。

(2) 請負代金内訳書には、工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額を明示してください。

法定福利費の明示にあたっては、別紙参考資料及び国土交通省資料（「請負代金内訳書への法定福利費の明示」及び「法定福利費の明示にあたっての留意点」）を参考としてください。

3 請負代金内訳書の提出方法

契約締結後、30日以内に監督職員に提出してください。

ただし、受注者が入札時に提出した工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合は、当該工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱うことができます。

4 適用

令和2年6月1日以降に公告又は入札執行通知する工事に適用とします。

令和 年 月 日

南島原市長 松本 政博 様

住 所 南島原市〇〇町
 商号又は名称 (株)〇〇建設
 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

※押印は不要です。

工事番号	〇南管財第〇号
工 事 名	〇〇改修工事

工 種 等	金 額 (円)
〇〇改修工事	
建築工事	30,000,000
電気設備工事	1,200,000
直接工事費	31,200,000
共通仮設費計	3,120,000
現場管理費	5,148,000
一般管理費等	6,722,000
工事価格	46,190,000

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 1,618,000 円)

※法定の事業主負担分を工事価格の内数として記載してください。記載していないと契約後30日以内に別途「請負代金内訳書」を提出していただくことになります。

(注意)

- 1 工事価格の欄と同じ金額を入札書に記載すること。
- 2 工事費内訳書の押印は不要とする。
- 3 工事費内訳書の代表者氏名欄は、入札参加者が代理人の場合は、代表者の氏名又は代理人の氏名のいずれでも可とする。

令和 年 月 日

南島原市長 様

住 所 南島原市〇〇町
商号又は名称 (株)〇〇建設
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ④
※代表印を押印してください

工事名	〇〇改修工事
契約年月日	令和〇年〇月〇日
工期	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日

※契約年月日と工期を記載してください。

工 種 等	金 額 (円)
〇〇改修工事	
建築工事	30,000,000
電気設備工事	1,200,000
直接工事費	31,200,000
共通仮設費計	3,120,000
現場管理費	5,148,000
一般管理費等	6,722,000
工事価格	46,190,000

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険
の法定の事業主負担額 1,618,000円)

※法定の事業主負担分を工事価格の内数として記載してください。

【参考資料】

法定福利費を明示した請負代金内訳書の作成について

1. 請負代金内訳書に明示する法定福利費の算出方法

(1) 明示する法定福利費の範囲

健康保険（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）及び雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分です。

(2) 一般的な算出方法

法定福利費は、労務費（工事に直接従事する現場作業員の給与支給額の合計）に、社会保険料を乗じて計算する方法が一般的です。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費} \times \text{※1} \times \text{社会保険料率}$$

※1 労務費の算定が困難な場合は、工事価格に下記労務費率を乗じて得た額とする方法もあります。

労務費率表

主な事業の種類	労務費率
道路新設工事	19%
舗装工事	17%
建築工事	23%
既設建築物設備工事	23%
その他の建設工事	24%

資料：「請負による建設の事業における労務費率を用いた労災保険料の算定について」による（平成30年4月1日現在）

（参考）協会けんぽ長崎支部に加入した場合の社会保険料率（令和2年度）

保険の種類	保険料率	参照先	備考
健康保険料	5.110% (10.22%÷2)	協会けんぽ	40～64歳が該当
介護保険料	0.492% (下記参照)		
厚生年金保険料	9.150% (18.3%÷2)	日本年金機構	厚生年金基金加入の場合は別途照会
子供・子育て 拠出金	0.360% (全額事業主)		
雇用保険料	0.800%	厚生労働省	「建設の事業」の料率
社会保険料率 計	15.912%		

※2 最新の情報は、参照先のホームページ等で確認してください。

○介護保険料の算定に使用する保険料率（事業主負担）

介護保険料は、対象となる 40 から 64 歳の現場作業員の労務費に事業者負担分の保険料を乗じた計算が基本です。

計算が難しい場合は、労務費に協会けんぽにおける介護保険の対象者割合による事業主負担の保険料を乗じて計算することも可能です。

介護保険料率 ÷ 2 × 加入率（40～64 歳の被保険者割合 ※3）

※3 協会けんぽホームページ「統計調査」より 55.0%

（令和2年度の例）

1.79% ÷ 2（事業者負担） × 55.0%（被保険者割合） = 0.492%

請負代金内訳書への法定福利費の明示

○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険



契約締結後に発注者に提出する**請負代金内訳書に法定福利費を明示する。**

＜法定福利費の計算方法＞

①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒ 当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒ 過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。

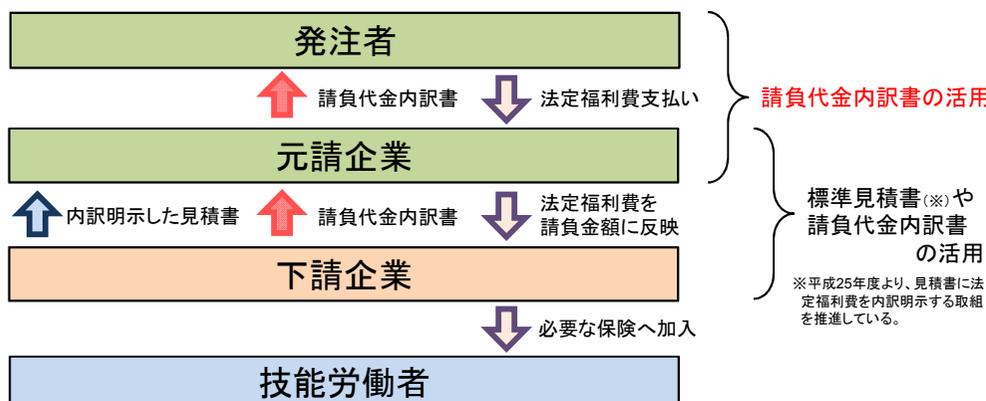
$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算)

$$\text{法定福利費} = (\text{下請Aの法定福利費}) + (\text{下請Bの法定福利費}) + \dots$$

(活用イメージ)



(発注者) 殿

(受注者) 住所:
氏名:

請負代金内訳書

工事名 ○○工事
契約年月日
工期

工事区分	工種	種別	単価	金額
工事費計					10,000,000

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 450,000円)

法定福利費の明示にあたっての留意点①

○内訳明示する法定福利費について

【内訳明示の対象】

- ・ 健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、内訳明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれる。
- ・ 内訳明示を求められている法定福利費以外の費用(例:社会保険料の個人負担分)を除くことが困難な場合は、当該費用が含まれることを明記する。

【内訳明示の方法】

- ・ 法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えない。
- ・ 工事費目(直接工事費、現場管理費等)毎に法定福利費を内訳明示するのではなく、請負代金総額に対して内訳明示することで差し支えない。

○法定福利費の算出について

- ・ 受注者は、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、〈法定福利費の計算方法〉中の「労務費総額」又は「工事費」に下請企業の負担分を含めた上で算出することに留意する。
- ・ 受注段階で下請企業が確定しておらず、下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外(法定福利費無し)なのか不明である場合には、全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で算出した法定福利費を明示する。

法定福利費の明示にあたっての留意点②

○入契法に基づく工事費内訳書の作成について

- ・ 公共工事の入札の際に発注者に提出する工事費内訳書については、法定福利費を明示することとされていないが、入札段階から法定福利費を適正に確保することが必要であり、また、契約段階での適正な法定福利費の確保や落札後の請負代金内訳書作成の効率化の観点から、入札段階からあらかじめ必要となる法定福利費を算出する(必要な法定福利費が含まれた工事費を算出する)ことが望ましい。

○公共工事の入札調書における法定福利費概算額について

- ・ 国土交通省直轄工事においては、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記し、公表しているが、この法定福利費概算額は、あくまで参考として、予定価格に工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものである。
- ・ したがって受注者は、できる限り、＜法定福利費の計算方法＞において示した手法によって、工事ごとに法定福利費を算出することが望ましい。